

文教くらし委員会記録

開催日時 平成29年6月28日(水) 13:03~14:29

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

宮本 次郎 委員長

田中 惟允 副委員長

佐藤 光紀 委員

森山 賀文 委員

岡 史朗 委員

阪口 保 委員

新谷 絃一 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

平成29年度議案

議第47号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

報第 1号 平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第 6号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第 7号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について

平成28年度議案

議第32号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(2) 請願の審査について

請願第5号 県立高等学校への空調設備設置に関する請願書

(3) その他

<会議の経過>

○宮本委員長 それでは、ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出がございましたら、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

では、案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局次長から自己紹介並びに新任担当書記の紹介をお願いします。

○北村事務局次長 議会事務局次長を拝命いたしました北村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうから、新任の担当書記を紹介いたします。

書記の西本でございます。

○西本書記 西本です。よろしくお願いたします。

○北村事務局次長 どうぞよろしくお願いたします。

○宮本委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等によりまして、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付した資料のとおり変更し、出席要求しておりますのでご了承願います。

次に、4月1日付で理事者に異動がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長より自己紹介の後、関係次長、課長の紹介を、教育長より、関係次長、課長の紹介をお願いします。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 よろしくお願いたします。

本会議冒頭でもご挨拶をさせていただきましたけれども、改めまして、くらし創造部長兼景観・環境局長を拝命いたしました榊田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私から、4月1日付異動によります新任の次長、課長を紹介させていただきます。

西村景観・環境局次長でございます。

○西村景観・環境局次長 西村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 原田青少年・社会活動推進課長でございます。
- 原田青少年・社会活動推進課長 原田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 三原スポーツ振興課長でございます。
- 三原スポーツ振興課長 三原でございます。どうぞよろしく願いします。
- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 矢富人権施策課長でございます。
- 矢富人権施策課長 矢富でございます。よろしく願いします。
- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 西井環境政策課長でございます。
- 西井環境政策課長 西井でございます。よろしく願いします。
- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 野田廃棄物対策課長でございます。
- 野田廃棄物対策課長 野田でございます。どうぞよろしく願いします。
- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 伊賀景観・自然環境課長でございます。
- 伊賀景観・自然環境課長 伊賀でございます。よろしく願いします。
- 榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 どうぞよろしく願いいたします。
- 吉田教育長 それでは、私のほうから、教育委員会事務局の4月1日付異動の職員を紹介させていただきます。
- 塩見教育次長でございます。
- 塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 塩見でございます。どうぞよろしく願いします。
- 吉田教育長 堀川教育次長でございます。
- 堀川教育次長（学務担当） 堀川でございます。よろしく願いします。
- 吉田教育長 2列目の石井教育研究所副所長でございます。
- 石井教育研究所副所長 石井でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 吉田教育長 前田教育振興大綱推進課長でございます。
- 前田教育振興大綱推進課長 前田でございます。よろしく願いいたします。
- 吉田教育長 3列目に移りまして、松山福利課長でございます。
- 松山福利課長 松山でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 吉田教育長 中西学校支援課長でございます。
- 中西学校支援課長 中西でございます。よろしく願いします。
- 吉田教育長 香河教職員課長でございます。
- 香河教職員課長 香河でございます。よろしく願いします。

○吉田教育長 4列目に移りまして、相知生徒指導支援室長でございます。

○相知生徒指導支援室長 相知でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 名草文化財保存課長でございます。

○名草文化財保存課長 名草でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田教育長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせによりまして、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承を願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 よろしく申し上げます。

平成29年6月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部景観・環境局所管分についてご説明させていただきます。当部局からは、報告案件が4件でございます。

まず、報第1号、平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

「第328回定例県議会提出議案」をごらんいただきたいと思います。

43ページをお願いします。平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書です。くらし創造部景観・環境局の所管は第6款、くらし創造費です。平成29年度に繰り越しを行ったのは、第1項、青少年・社会活動推進費、事業名、野外活動センター施設整備事業の1つの事業です。これは、野外活動センターの多目的ホール及び大型ロッジの耐震大規模改修工事ですが、平成28年度中に入札が不調となり、再度の入札手続に日時を要することとなったため、繰り越しを行ったもので、繰越額は記載のとおりです。

続きまして、報第6号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告についてです。「平成28年度（2016年度）業務報告書」をお願いします。

1ページ、平成28年度（2016年度）事業報告です。事業の実施状況ですが、人権問題、同和問題の解決に携わる行政、教育、運動の各機関、団体との有機的連携を図るとともに有効適切な施設の提供等を行いました。（1）施設の管理運営状況では、4団体1事業者と、通年利用を契約した者のほか、延べ360回の研修室や会議室の利用を得たと

ころです。

3 ページからは財務諸表です。正味財産増減計算書でご説明します。6 ページです。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益として、貸し館に伴う事務室等の使用料収入、県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益計(A)ですが、1, 261万1, 026円です。次に、(2) 経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計(B)ですが、1, 866万3, 553円です。以上の経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額(C)は、マイナス605万2, 527円となっています。このマイナスの大きな要因は、建物などの固定資産の減価償却費によるものです。また、2、経常外増減の部について、収益、費用ともありませんでしたので、当期一般正味財産増減額(G)ですが、マイナス605万2, 527円、一般正味財産期首残高(H)の1億6, 698万3, 558円から差し引きすると、一般正味財産期末残高(I)ですが、1億6, 093万1, 031円となります。

続きまして、平成29年度の事業計画書です。公益財団法人奈良県人権センターの「平成29年度(2017年度)事業計画書」をお願いします。

1 ページの2、事業の実施計画として、昨年度に引き続き、人権啓発の拠点として施設の管理運営など、記載の事業を実施します。

2 ページは、収支予算書です。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益として、貸し館に伴う使用料収入と県からの補助金収入、受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益計(A)は1, 253万3, 000円を計上しています。次に、(2) 経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計(B)は1, 873万9, 381円を計上しています。公益財団法人奈良県人権センターの経営状況については、以上です。

続きまして、報第7号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告についてです。公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成28年度業務報告書」をお願いします。

1 ページ、平成28年度事業報告です。県内の各生活衛生関係事業者を対象として、1、経営相談に関する事業では、118件の各種経営相談を受けて助言を行っています。また、事業資金が不足する事業者に対して、2、生活衛生融資に関する相談事業として、日本政策金融公庫への融資推薦を74件実施したほか、その他記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めてまいりました。

2 ページからは財務諸表です。正味財産増減計算書でご説明します。4 ページで、I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益として、県からの受取補助金収入、研修等の受託による事業収益、受取寄付金、その他記載のものを合わせて、経常収益計は、2, 068万9, 156円となっています。次に、(2) 経常費用として、生活衛生関係営業対策事業費や研修、調査などの各種受託事業費等の事業費及び管理費を合わせて、経常費用計は、2, 094万6, 695円となっています。以上の経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額はマイナス25万7, 539円となっています。当期一般正味財産増減額は、マイナス25万7, 539円となり、一般正味財産期首残高の617万5, 964円からこの額を差し引きますと、当期一般正味財産期末残高は591万8, 425円となります。

続きまして、平成29年度事業計画書です。公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成29年度事業計画書」をお願いします。

1 ページ、平成29年度事業計画です。生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより、消費者利益の擁護を図ることを目的として、経営指導に関する事業など記載の事業を行います。

3 ページ、正味財産増減予算書です。経常増減の部、1、経常収益として、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受取補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせて、経常収益計として、2, 104万6, 000円を計上しています。2、経常費用として、生活衛生関係営業対策事業等の補助事業費、クリーニング師研修や生活衛生の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計として、2, 104万6, 000円を計上しています。公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況については、以上です。

続きまして、報第32号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。資料は、「第382回定例県議会提出議案」の103ページです。

自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてです。平成29年3月27日に示談が成立した案件で、損害賠償額は12万6, 400円です。

以上がくらし創造部景観・環境局所管分についての説明です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○吉田教育長 それでは、お手元に配付しています「平成29年6月定例県議会提出議案の概要（条例改正）」の1ページをごらんください。

議第47号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。今回追加される附属機関のうち、教育委員会所管分は、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会です。本審査会は、平成30年度から3年間の奈良県社会教育センターの指定管理者を公募、選定するに当たり、選定基準に関する事項や指定管理者の決定に関する事項を審議するため設置するものです。この条例の施行日は公布の日から予定しています。

以上が教育委員会所管の条例改正に係る提出議案です。

次に、「第328回定例県議会提出議案」の48ページをお願いします。報第1号、平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。第12款教育費、第1項の教育総務費の地域の資源を活かした社会教育事業で130万円となっています。これは、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業に関連する事業です。生涯学習、社会教育の一環として、郷土の伝統文化、歴史等に関する学習講座を各地で開催する事業に係るもので、国の平成28年度2月補正予算で計上された交付金事業により実施することとしており、国の交付金繰り越しによるものです。第7項の文化財保存費の文化財保存事業補助で3,380万6,000円となっています。これは市町村が行う史跡地の公有化や整備、東大寺が行う回廊部分の屋根のふきかえ工事に対する県費補助金で、事業主体のおくれによるものです。文化財保存費の文化財活用推進事業で660万円となっています。これは、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業に関連する事業として、文化財の公開展示や人材育成に係るもので、国の平成28年度2月補正予算で計上された交付金事業により実施することとしており、国の交付金繰り越しによるものです。重要文化財等修理受託事業で3億80万円となっています。これは文化財保存事業補助で説明した東大寺の修理事業については、県が受託をしていますので、所要の経費を繰り越すものです。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○宮本委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承ください。いかがでしょうか。

○岡委員 1点だけお尋ねします。先ほど、人権センターと生活衛生営業指導センターの報告がありましたけれども、気になりましたのは、人権センターが来年度事業計画でも、最終正味財産期末残高が620万円余りマイナスで、年々減らしている感じがするのです。何か理由があると思うのですが、教えていただけますか。

○樹田くらし創造部長兼景観・環境局長 一言で言いますと、建物施設の財産評価、減価償却をしますと、その財産評価が年々下がります。その分のマイナスとご理解していた

だけだと思います。実質的に何らかの現金が落ちるという意味ではありません。

○宮本委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。平成29年度議案、議第47号・当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、平成29年度議案、議第47号・当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。平成29年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第6号、報第7号及び平成28年度議案、報第32号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますのでご了承願います。これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、請願の審査を行います。当委員会に付託を受けました請願第5号、「県立高等学校への空調設備設置に関する請願書」については、お手元に配付した資料のとおりです。請願第5号について、質疑があればご発言を願います。

○粒谷委員 クーラーを設置する請願なのですけれども、去年は4校がモデルとしておつけになって、ことしの予算では4校新たに設置されるということですが、現在、設置をされていない学校が何校あり、グロスでその設置費はいかほどかかるのかご答弁願いたいと思います。

○中西学校支援課長 県立高校への空調整備の状況についてです。今年度4校の設置に向けて予算化をさせていただいて、残りは10校の予定です。全く空調整備がされていない高校は10校となっています。1校当たりの設置費を約5,000万円と見込んでおり、10校ですので、概算費用としては5億円程度と見込んでいます。以上です。

○粒谷委員 このクーラーの設置は、過去にいろいろな議員が一般質問や委員会で要望をされていました。私も昨年の予算審査特別委員会でクーラーの設置がされているところと

されていないところとでは非常に格差があって不公平さがあるのではないかと。設置するのならば皆一斉にやるべきではないかということをお願いしたのですが、やはり財源が一番の裏づけだと思うのです。これは教育委員会だけの問題ではないのですが、財源が限られているということで継続的な話になるかと思うのです。今こうして請願をお出しになったということは、やはりある程度めどがつくのかどうかがあると思うのです。それと、一番大きな問題は、いわゆる生徒の減少によって統廃合というのは当然視野に入っていると思うのです。極端に言えば、統廃合の中で、もう廃校にするようなところについてはつけません、ある意味では。そういう見通しはもうできているのですか。

○中西学校支援課長 まず、予算の見通しについてです。これまでもモデル校5校に設置しまして、そして、今年度4校に設置します。この県立高校の配置、それから規模の適正化に係る計画も踏まえた上で、設置計画も踏まえて、今後予算については検討してまいりたいと考えています。未設置校への空調設置分も含め、今後策定する県立高校の配置及び規模の適正化に係る計画を踏まえながら検討をしていきたいと考えています。以上です。

○粒谷委員 ということは、今の段階では請願に書いているように全て設置をするということはないわけですね。今統廃合と言いますように、廃校をしようという計画があって、廃校するところについては当然つけないわけですね。そうすると、その一つの方向づけがなされない段階では、残りの学校に全てつけようという話は要は不可能ではないかと思うのです。そうなりますと、この請願は非常に重いものなので、やはり請願を出す、採択するとなれば、やはり今この希望どおり全てこういう一つの見通しの中でやらなければならないという思いがあるのです。しかし、我が会派とすれば、この請願については、今の段階では時期尚早、継続審議にして、ある程度、県で統廃合も含めた形での見通しができれば、私は採択をしてもいいと思うのですが、今の段階では、財源の裏づけということもありますので、継続で考えています。

○宮本委員長 教育振興大綱のことについては答弁いいですか。

○粒谷委員 別に今の時点では結構です。

○宮本委員長 そうですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員 それでは、私から、3点ほどお聞きしたいと思います

先日、文部科学省からこの公立学校施設の空調設置状況の結果が公表されています。その中で少し気になっているのですが、確かに昨年度に比べて普通教室や特別教室と

いったところは年々設置が進んでいるか思います。これも保護者任せというところも否めない状況ではあるかと思うのですけれども、その中でも体育館が空調の設置率がゼロ%だということに関してはどのようにお考えになられているのか確認させていただいてよろしいですか。

○吉田保健体育課長 学校施設の体育館の空調については、まだ公営の施設自体においても、県内においても空調施設が整っている施設は非常に少ないという現状です。学校においては、まずは、やはり使用頻度の高い教室棟の空調が先だと思いますので、今、体育館の空調施設を整えていくのは現実的になかなか難しいと考えます。

○佐藤委員 私の耳に届いていることは、子どもたちがこの時期になると熱中症という問題も出てくるかと思えます。教室に空調を入れるのは学習の効率を向上させるという問題もあるかと思うのですけれども、正直な話、この時期、熱中症の問題もあります。何が言いたいかというと、体育館の運用についてです。例えば、卓球部、バドミントン部など、風を非常に気にする部活動があります。その中で、体育館の中で扉を閉め切って部活動をされると。その横でバスケットボール部、バレーボール部が激しい運動をするという運用の仕方をしていっている中で、部活動に対する熱中症対策の指導は、どのように考えられているのか、いま一度お聞かせいただけないでしょうか。

○吉田保健体育課長 全日制の県立高校において、今、佐藤委員がおっしゃった卓球部とバドミントン部の部活動については、県立高校32校中、両方とも活動している学校が16校、卓球またはバドミンントンのどちらかが活動している学校が13校あり、合わせて県立29校で卓球、バドミンントンが部活動を行っています。この2競技については、試合等において風の影響を受けないようにするために体育館内で窓を閉めて行う場合が多く、熱中症発生のリスクが高くなるということは学校現場でも認識しています。そのため、学校では卓球やバドミンントンの部活動は風の影響を受けては困る練習以外は他の部活動と同様に体育館の扉を開放して練習を行ったり、館内の気温が扉等を閉め切ったことにより上昇した場合には、練習を一旦中断して窓や扉を全て開放し、気温や湿度が下がるまで待つて休憩させる等の措置をとっている学校もあると聞いています。また、バスケットボールなどの他の部活動と共用で体育館を使用する場合には、大型の扇風機を導入して休憩スペースや風の影響を受けない部活動の方向へ風を送り、熱中症対策を行っている学校もあります。以上申し上げましたように、各学校では、夏場の体育館での部活動については、活動に支障のない範囲で配慮して部活動を行っているのが現状です。

○佐藤委員 実際そのような運用をされているのかどうか、現場から届く声というものにちょっと疑念や疑義を持っているのも事実です。実際、根性論がどうしても体育会系の部活動にはあり、我慢するといったところがいまだ抜け切れていない現実もあります。話を聞いていてもそういう設備的なものも必要でないかなど。今、空調設備で特に言われているのは、学習環境の向上のためかと思うのですけれども、こういう時期も重なっています。あえて言わせていただくと、子どもさんが亡くなられる、そういうシチュエーションは、やはり部活動のタイミング、体育の授業、体を激しく動かして競り合う、そういう瞬間に体調不良をぐっとこらえてしまって気づくのがおくれ、そして発生して亡くなってしまふことにつながっているかと思います。そう考えると、今の空調導入の目的が学習環境ということなのですから、いろいろここで請願をどのように捉えられているのか、あえて聞かせていただきたいのですけれども、請願の中に生徒の教育環境の充実とあり、教育環境を教育委員会としてはどのように捉えられているのかお答えいただけませんか。

○中西学校支援課長 教育環境について、まず1点は、安全性の確保です。それと、もう1点は、いわゆる学習の環境整備かと思います。現在進めているのは、まず、安全性の確保ということで耐震化の推進もしていますし、もう1点、こういった生徒さんたちの学習の環境を整えていくということで捉えています。以上です。

○佐藤委員 学校環境衛生基準は、作業空間、学習空間、執務空間、共用空間という形で4つ上げられるかと思います。この中で物質という定義もない中で、これからこの空調導入は本当に真剣に考えなければいけないと考えている次第です。さまざまな疑義点もありますので、日本維新の会としても継続審議を望みます。以上です。

○宮本委員長 ほかに質疑はありませんか。

○阪口委員 私は以前からも育友会等の空調設備の負担が保護者になっているが、当然それは県が負担すべきだろうと発言してきました。しかし、先ほどから粒谷委員、佐藤委員から特に県としてクーラーが設置されていない学校が10校あるが、それについてどうなのか、統廃合等を進めていく中で設置すべき学校と設置すべきでない学校があるだろう。それについては、まだ県の回答が不明なところもありますし、私はこれを継続したとしても、いつまでさかのぼって県が費用負担をするかを考えていけばクリアしていけると思います。もう少しこれを具体的に補強していきなり、裏づけをしていくには、やはり佐藤委員や粒谷委員の発言を重く受けとめていく必要がありますので、今回は継続をして、請願されたときには、県がさかのぼって持つていくということも一つの選択肢だと思っています。

すので、継続ということで発言します。

○宮本委員長 質問ではありませんね。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑はこれで終わらせていただきます。

請願第5号について、先ほどから継続審査でどうかといった発言もあるわけですが、ほかの委員の方にもご発言を求めたいと思いますが、ご意見はございませんでしょうか。

○岡委員 この高校の空調設備の問題については、我が党も機会あるごとに訴えてきたことではありますが、今回、PTA協議会の会長から出たということは、やはり期待としては県議会で全会一致でぜひお願いしたいという思いがあるかと思うのです。そういう意味において、私は今回開陳がありましたような意見のある中で、ここでどうなるか知りませんが、採決をして多数決で決めるのはやはり進まないなど。だから、もう少し時間をかけて継続でやったほうがいいのではないかと思います。

○宮本委員長 ほかの委員の方、発言はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより請願第5号について採決に入りたいと思うのですが、継続審査の発言が複数ありましたので、まず、継続審査について起立によりお諮りをしたいと思います。

請願5号については、継続審査とすることに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第5号は、継続審査とすることに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

次に、西井環境政策課長から、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)について報告したいとの申し出がありましたので報告願います。

○西井環境政策課長 それでは、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)についてご報告させていただきます。

このたびの計画については、昨年12月議会においてご報告させていただいたところですが、国の基本方針の変更に伴い、本県の現行計画を改定するものです。お手元に資料1として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)に関する意見募集結果について」を、別紙として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)に係るご意見等及び県の考え方」を、資料2として、

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）の概要」を、資料3として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」を配付させていただいています。本日は資料1を用いてご報告させていただきます。

それでは、資料1をごらんください。ことし1月に実施したパブリックコメントの結果概要をお示ししています。2名の方から3件のご意見をいただきました。内容については、次の別紙にまとめています。内容としては、この削減目標で十分なのかということや削減のための実施計画を問うもので、本件の削減計画について思いをめぐらせていただいたの貴重なご意見を頂戴しました。資料2及び資料3については、12月議会においてご説明させていただいた資料ですが、そのときから変更点はありません。

今後の予定としては、本日の報告の後、計画を公表することとしています。以上です。

○宮本委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。質問はありませんか。

○佐藤委員 まず、このパブリックコメントに関して、非常に難しい内容なのですけれども、よくぞ意見を得られたなと感心しています。今後もこの活動を続けていただいて、広く県民の方々の直接民主制に少しでも寄与できるように頑張ってくださいと思います。

けさ、奈良新聞に出たので、先ほど平群町出身の生駒郡選挙区の委員長とも話をさせていただきましたのですが、給食用の米に異常があったということです。県としては教育振興大綱の中で食育と安全とうたっているかと思うのですけれども、この観点から、県としては、今までどのように取り組まれていたのかお聞かせいただけないでしょうか。所感で結構です。

○吉田保健体育課長 けさの奈良新聞で報道された米飯、炊飯された米粒に着色が一部まじっていたという件についてですけれども、学校給食はやはり考え方としては、まずは、安全・安心、そして、子どもたちが楽しんで食べられるということが第一の観点でして、県教育委員会としましても、ただいま申し上げた観点到に沿いまして、さまざまな面で県立学校及び市町村教育委員会を指導しているところです。

○佐藤委員 そうですね、そこから一つ気づいたことがあります、炊きたてのご飯にはこういったことはほとんどないかと思えます。実際に学校で炊飯をして持っていつているということではないという話を聞いていますので、今後も全県を挙げて、各学校単位で炊き出しができればと考えたりしています。これは意見として述べさせていただきます。

それともう1点、先ほどの請願にも少しかかわってきてしまうのですが、私も会社勤めをしているときには、こういう設定をつくったのは誰だと非常に恨んでいたこともあるのですけれども、クールビズの冷房設定温度は28度が適当であると設定がされていたかと思うのです。今、学校施設でもどんどんと空調が導入されているといったところで、その設定温度に対してどのように運用されているのかお聞かせいただけないでしょうか。

○吉田保健体育課長 学校の施設の室温、例えば教室等の室温については、先ほど佐藤委員も述べられたように、学校保健安全法第6条に学校環境衛生基準が定められています。その中で教室等の温度は人間の生理的な負担を考えると、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいと基準が示されています。また、文部科学省が作成している学校環境衛生管理マニュアルにおいては、児童生徒等に生理的・心理的に負担をかけないもつとも学習に望ましい条件として、冬期では18度から20度、夏期においては25度から28度程度であると記載をされています。

○佐藤委員 ここで改めて申し上げますけれども、この28度という設定をされた担当課長が、今は副大臣をされているのです。当時、環境省の課長で何となく決めた28度という目安でスタートし、それがひとり歩きしたのが正直なところと、首相官邸で集まった会議の席でも話をしてみたいなのです。科学的根拠なしということもあって、この28度に設定すればいいという誤ったうわさというか観念ですね、これが非常に業界内に広まっています。これはもう家庭の中でもそうです。私がちょっと暑いからと思って26度に設定すれば、うちの嫁に怒られます。実際に空調の運用については基準があるかと思うのですけれども、あくまで基準であると。28度設定にする必要はなくて、部屋の向きであるとか日差し、湿度、それに合わせてその管理者が適切なる温度設定をその都度していく必要があるのではないかと。晴れている日と曇っている日の体感温度は当然違いますし、あくまで空調を導入するということは室内でも十二分に熱中症は発生し得ると。つまりは、汗をかかせないのか、それとも体の発汗を促すために新鮮な空気もしくは除湿、冷房でなくても除湿という機能がありますので、どちらでいくのか、その中で温度設定というものは考えていく必要があるのではないかと。そして、先ほどから問題になっている空調設備は、空調がなくてもできる軽減策はあると思うのですけれども、学校でその措置がとられているのかとられていないのか。空調がない部屋に対しても日差し、もしくは窓をあける、カーテンを閉めるだけでなく、プラスアルファ的なところで空調以外に何か導入されているような事例がありましたら、報告いただけないでしょうか。

○宮本委員長 誰がお答えいただけますか。エアコン以外の軽減策、環境策ということで。

○中西学校支援課長 例えば、体育館等でのことですけれども、移動式の大型扇風機を使って風を送るということをしている学校もあると聞いています。

○佐藤委員 ほかの都道府県や学校にお話をお聞かせいただいたら、すだれを使っていたりなど、そういったことで直射日光を窓に当てない、室内温度の上昇を手前で妨げると。昔からのすだれやひさしです。大概ひさしがないことが多いので、グリーンカーテンといったところでも十分軽減策は図れるかと思えます。空調を導入するのにやはりさまざまな議論も必要です。しかし、今必要とされている事実もあるわけで、そういった対応策も今後考えていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○中西学校支援課長 空調を使用しない工夫ですけれども、それぞれの学校でいろいろな工夫はされていると思います。また、その辺は、どういった工夫をされているのかも把握しながらいろいろ意見を交わしていきたいと思えます。

○佐藤委員 少し気になるところが、この請願を継続審議とさせていただいた手前もありまして、それまでやはり何も手を打たないといったことは避けていただきたい。せっかく導入されている空調設備の運用も真剣に考えていただいて、設定温度をはじめとした運用の基準もしっかり検討は始めていただきたいですし、空調を入れなくてもできる軽減策はあるかと思えますので、学校任せにせずしっかりと音頭をとっていただき、体育館を含めて室内での熱中症が出ないように、ぜひとも頑張っていただきたいと思えます。私からは以上です。

○宮本委員長 ほかに質疑、手を挙げるのが早かった岡委員からお願いします。

○岡委員 1点だけ、要望かたがたご意見、質問したいと思えます。

実は最近、宇陀市のうだ・アニマルパークへ家族と一緒にいく機会がありました。それは何故かと言うと、うちの娘が犬を飼いたいと言うので、ひよっとしたらあそこで譲渡の犬がいるのではないかという思いもあって行きました。着いたのが午前11時ごろでした。事務所の中に入って、担当の方に、こういう希望でできれば譲渡予定の犬を拝見させてもらえませんかとお願ひしたら、次は午後3時まで待ってくださいと。午前9時と午後3時ですか、外へ出してランニングするときにはしか見れませんが簡単に断られました。私もそうですかと帰ってきたのですけれども、帰る道すがら、うちの娘から、お父さん議員でしょう、こんなことでいいのですかと厳しいおしかりを受けましたので一言申し上げますけれども、やはり今、殺処分されている犬も結構いますし、猫もすごい数と聞いています。

こういうことを考えると、1匹でも命を救って県民の手元に届けられるものは届けて、最後まで面倒見てあげるといふ、それを促進する上においては、今のうだ・アニマルパークの譲渡制度のあり方について、今までいろいろとご苦労されて改善されたとは聞いていますけれども、さらなる改善が必要ではないかと思ひます。

そこでお聞きしたいのは、まず、現在どのくらいの犬猫の持ち込みがあつて、そして、譲渡や殺処分がどのくらいあるのか、簡単で結構ですので、まず教えていただきたいのと、今申し上げたことについての何か対策を、今後考えていかれる余地があるのかどうか、この2点についてお尋ねしたいと思ひます。

○姫野消費・生活安全課長 犬猫の殺処分と譲渡についてです。

まず、最初にお尋ねの犬猫の受け入れ数、譲渡数や殺処分数はどのようになつてゐるのかということですが、犬については、昨年度動物愛護センターが引き取つた392頭から飼主主に返還した37頭を除く355頭のうち、性格検査、血液検査、ふん便検査、感染症検査の審査を動物愛護センターの獣医師が実施し、134頭が譲渡できると判定して、その全ての犬を譲渡することができたという状況です。残念ながら審査で譲渡できると判定されなかつた221頭については、安楽死処分となつた状況です。猫については、引き取つた猫1,358頭から飼主主に返還した2頭を除いた、成猫330頭、子猫1,026頭の合計1,356頭について、犬と同様の適性検査を行いました。その結果、成猫で譲渡できると判定したのは330頭のうちわずか4頭だけでしたが、その全てを譲渡しています。成猫で引き取れなかつたものは野外で生息してゐたものが多く、人への攻撃性があったり、完治の難しい伝染性の猫エイズ、猫白血病等に罹患してゐるものが多かつたという要因によるものです。また、子猫の1,026頭ですが、譲渡できると判定したのはわずか19頭でした。残りの1,007頭の子猫は、伝染性の呼吸器疾患に罹患してゐたり、離乳前のため自活ができないことから、現状の動物愛護センターでの飼育は難しい状況となつてゐます。このようなことから、猫1,356頭のうち譲渡できたのは23頭となつてゐます。こういった状況に立つて、さらに譲渡数を伸ばすためには、治療を伴う飼育やしつけなどを時間をかけて行つていくことが必要となることから、引き続き動物愛護団体等との連携やボランティアの発掘、育成に努めてまゐる所存です。

次に、2点目の犬猫の譲渡を推進するための取り組みです。

動物愛護センターから犬を譲渡する際には、犬に与えるストレス等を考慮して、講習会を受講した後に犬と面会していただき、自宅訪問等による確認をした上で譲渡してゐます。

しかしながら、岡委員がお述べのとおり、犬の譲渡を促進する観点に立ち、今後は譲渡の申し込みをしていただいた上であれば受講前でも犬のストレス等、健康状態を勘案しながら犬を見てもらえるようにできないか前向きに検討してまいりたいと考えています。また、譲渡先が決まっていない犬の様子を映したビデオをモニターで放映したり、しつけ直しの段階の犬についても、SNS、ソーシャルネットワークシステムを介して、写真や動画で紹介していきたいと考えています。

なお、動物愛護センターのお客様で単に犬を見学したい人については、これまでどおり朝の8時半から9時と午後3時半から4時の散歩の時間を利用して見学していただきたいと思っています。

次に、猫については、人に見られても怖がらない性格のため、動物愛護センター入り口にあるにゃん友ルームで午前、午後とも、猫と触れ合う時間を設けています。また、動物愛護センターのわんにゃん舎（ハウス）では、譲渡用の子猫を見てもらっており、昨年度末からは、離乳に近い幼猫に授乳や離乳食を与えて育てていただく飼養ボランティアを募集し、少しでも命を助ける取り組みを始めたところです。さらに、今年度は7月22日に奥大和移住定住交流センターengawaをお借りして、譲渡用の猫を見ていただきながら講習会等を行い、さらなる譲渡増につなげていきたいと考えています。以上です。

○岡委員 ありがとうございます。今お聞きして少し安心しました。

余談ですけれども、私も犬と猫を飼った経験があります。猫は1匹は途中でどこかへ行ってしまいそのまま行方不明になりました。今、3匹目の犬を飼っているのですが、さきの2匹は天寿全うまで見ましたが、決してそんな大きな負担にならなかった気がします。最後の1週間か10日ぐらいは寝たきりの状態になり、医者に行ったり薬を与えたりしましたが、家族と一緒にですので、皆さん、同じ思いで見ていると思うのです。今、ペットを活用して心の健康を回復するというようなこともあります。いい意味で県民の皆さんがペットをかわいがるということを大いに私は奨励してほしいと同時に今はこうやって、たとえ1匹でも2匹でも命が救われるようにぜひお願いしたい。事情があつてそこへ来ているのだろうとは思いますが、差し支えない限りはできるだけ生かしてあげる、できれば本当に今、全国でも殺処分ゼロ宣言をした県もあるように聞いています。奈良県はそこまでよい格好をしろとは言いませんけれども、本当にその思いはそこに置いて、ぜひ今後とも取り組みをお願いしたいと思います。以上です。

○阪口委員 先般の本会議では、県職員の超過勤務による自殺の問題を取り上げさせてい

いただきました。この文教くらし委員会では、教職員は超過勤務とは言いませんけれども、多忙による疲弊という問題について取り上げていきたいと思います。

対象は高等学校の先生になるかと思いますが、小・中学校の先生も県費負担教職員ですので任命権は県にあり、勤務条件等については、地方公務員法上、県が関与すると把握をしています。

そこで、1点目の質問です。私は、聞き取り調査をしました。やはりクラブ活動の負担が大変だと皆さん言われるわけです。これは梶川議員も取り上げられまして、教育委員会も考えておられると思うのですが、具体的に今クラブ活動について、どういう制限とか抑制策を考えておられるのかお聞きします。

○香河教職員課長 クラブ活動についてです。これについては、県で、昨年度、奈良県学力・学習状況調査を行う中で、教員に対する調査を実施しました。教科指導や生徒指導に関する質問とあわせて、教員の勤務についても質問をしました。その中で、授業以外で一番負担に感じている業務についての回答の中で、中学校に関して言いますと、やはり部活動が一番割合が大きかったという結果でした。県では、昨年の12月に部活動における休養日の徹底について、各市町村教育委員会、県立学校長に対して教育長名の通知しました。その中で部活動の実施に当たり、少なくとも週1日以上、中学校は週2日を目標に適切な休養日を設定すること、また、ワーク・ライフ・バランスの観点から、定時退勤日をあわせて設定することなど、各学校で取り組んでいただくように通知をしたところです。

○阪口委員 ありがとうございます。できましたら、その通達だけではなしに、今後進捗についても、県として把握をしていただきたいという気持ちで質問したわけです。

2点目ですが、聞き取り調査をしましたら、年々会議がふえていると。会議をすることで教材研究する時間、それからクラブ活動へ行く時間や採点等、そういう時間がなくなってくると。私自身も22歳から60歳まで教師をしましたので、最初のころはやはりゆとりがあったわけです。最後のほうはもう全然ゆとりがないと。本来テスト期間中は会議をしないということだったのですが、会議をするわけです。そうしたら採点できないのです。それで、家に持って帰るのです。持って帰るなど言われるのですが、そうしたらどうするのかと。生徒は待っています。大体記述式も取り入れると一クラス3時間ぐらいかかるのです。だから5クラス持っていたら15時間ですから、当然会議等をされたら採点する時間がなくなると。

ここでお聞きしたいのは、教師のゆとりとか忙しさについて、会議をするなどかし

ろというのは各学校の問題なので、それは学校に任せることかと思しますので、学校の教師のゆとりについてどう考えておられるのかをお聞きします。

○香河教職員課長 まず最初に、先ほどの部活動の件ですけれども、通知にあわせて、今後その取り組み状況については報告をしてもらうように周知をしていますので、これについても今後見ていきたいと思っています。

それから教員のゆとりということですが、現在、先ほども申し上げた職員に対して授業以外でどういった業務が一番負担感を感じているかを調べています。今年度についても同様の質問紙による調査を実施しており、現在集計をしているところですので、前年度の調査とあわせて、この点について、もう少し分析をしていきたいと考えています。

○阪口委員 そういう声が届いていることを把握していただきたいということです。

3点目の質問は、夏休みについてです。生徒は夏休みですが、教師は夏休みはありません。それはそれぞれの先生、私も認識しているところで、私も最後のほうは、夏休みも必ず出勤をしなければいけないと。ある先生に聞きますと、何も無いのに出勤する、そしてまた会議を持つと、そこで会議会議で夏も追われてくると。本来は夏は官制研修ではなしに教師の自主的な研修で、あちこちへ行って学んでくるということに重きを置いておけば、力量がつくのではないかと。私もいっぱい官制研修を受けましたけれども、何か最後は、仕方がないから、拍手してよかったですとやりますけれども、本心では行きたくないものも割り当てで動員がかかります。それよりも教師の自主的な動きを尊重して、研修も自由に行かすという、夏についても弾力的な運用が要るのではないか。そのあたり、夏だけではありませんけれども、近々、夏休みになりますから、教職員の勤務についてどう考えておられるのかお聞きします。

○香河教職員課長 夏季休業期間中の教員の勤務についてですが、確かに阪口委員がおっしゃいますように、教員については、授業に支障のない限りで勤務公署を離れて研修をすることができるという規定があります。そういったものはもちろん法で定められた分ですが、当然研修するに当たっては、学校長に対して、そういう研修の計画を示した上で校長の承認を得て、学校を離れて研修をしていただくということになっていくかと思しますので、そのあたりは各学校で校長先生に十分そういう計画も示していただきながら、教員については、当然研修は積極的に進んで受けていただきたいとも考えているところですので、そういった研修の機会が必要であれば、そのあたりはまた先生にさせていただければと考えています。

○**阪口委員** 詳しく説明したら時間がかかりますので、夏休みについても、できるだけ教師の勤務については、弾力的な運用をお願いしたいということが私の意見です。

最後の質問は、この間、読売新聞に載っていたのですが、全国的に定数内講師が多いと。定数内講師というのは、本来、正教諭をとれるところを講師で賄うということです。定数内講師がふえるということは、その先生にとっても負担だろうし、定数内講師でも正教諭に採用することが本当の姿です。あと、定数内講師がふえると教員に負担がかかってくるということもあります。そこで、奈良県の定数内講師について、どういう状況なのかわかる範囲でお聞かせをいただきたい。

○**香河教職員課長** 平成29年4月におきます定数内講師の数ですけれども、養護講師と合わせますと、小学校で471名、中学校で299名、高校で149名、特別支援学校で171名、合計1,090名となっています。昨年に比べますと、23名の減、率に直しますと、11.6%です。現状は以上です。

○**阪口委員** 特別支援学校は学校数が幾つで171名ですか。特別支援学校については、何か講師が多いような気がするのですが、その辺についてお聞きします。

○**宮本委員長** 特別支援のパーセンテージでよろしいですか。定数内講師が多い理由とパーセントがわかれば、教職員課長、答弁願います。

○**香河教職員課長** 特別支援学校が、特にとということではないのですけれども、現在退職者の数について、ピークは過ぎておりますけれども、まだまだ大量退職が続いているという状況があります。こういった分について、退職者の補充をそのまま新規採用で入れてまいりますと、次にまた第2の団塊世代をつくってしまうこととなりますので、正規職員の採用に当たっては、ある程度長期的なスパンで平準化を図ることを目指しています。そういった観点から、現在定数内の講師の率は高くはなっていますが、今後の職員の採用に当たっては、そういった講師率も考慮しながら教員の年齢構成の平準化も勘案して採用に努めていきたいと思っております。

○**阪口委員** 最後、発言をして終わります。私は、実際特別支援学校の先生から、講師数はどのくらいかとお聞きをしました。ただ、その先生からは学校名は言わないでくださいと言われていました。できるだけ講師は少ないほうがいだろうと。全国は多いようです。大阪府も多いです。できるだけ講師を減らしていただくということでもよろしく願います。

○**宮本委員長** ほかに質疑はございませんか。

○森山委員 私からは1点質問をさせていただきます。

全国中学校体育大会の開催に向けてのことです。全国8ブロックに分けている中で近畿ブロックが受けている大会が2年後に迫ってきています。その近畿ブロックの中で16競技でしたか、スポーツ団体がある中で幾つかを奈良県が受けてやりましょうということで現在進めているということでしょうけれども、その受け入れ体制とか、準備というのは順調に進んでいるのでしょうか。

○吉田保健体育課長 全国中学校体育大会は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催で、全国関係競技団体、あるいは開催都道府県教育委員会、開催市町村教育委員会が共催して、今、森山委員がお述べのように、全国を8ブロックに分けて持ち回りで開催している大会です。平成29年度は九州ブロック、来年度は中国ブロック、そして、平成31年度が近畿ブロックでの開催となります。開催競技数は、冬季を含めて19競技あり、近畿での開催の決定に当たっては、平成28年5月10日付で決定されたとのこと。その後、公益財団法人日本中学校体育連盟会長より、県教育長宛てに共催依頼が平成29年4月10日付で届いたところ。平成31年の近畿ブロック大会は、全国中学校体育大会の規定により、平成31年8月17日から8月25日の間に開催する予定であり、本県では、サッカー、新体操、相撲の3競技を開催します。競技会場は新体操が橿原市のジェイテクトアリーナ奈良、相撲が奈良市のならでんアリーナを会場に開催することが決定しています。残りのサッカー競技の開催会場については、現在その会場の調整を、中学校体育連盟及びサッカー専門部と教育委員会との間で行っています。

○森山委員 ありがとうございます。今回のこの近畿が受ける大会というのは、ずっと順番に回っている中で、大体そういうときは、過去の大会を踏まえて、こういう形がいいのではないか、よりいいのではないかと改善していくような、きつしょになるような年でもあるそうですね。その中で、先ほど来、熱中症の話も出ていますけれども、これまではサッカーの大会であると、5日間で6会場で行ってきたいきさつがあります。昼間の真夏の大会ですから、昼間の時間ということを見ると、もう少し日程を延ばすことが可能なのか、天然芝のグラウンドの会場をふやすことは可能なのかという改善も、こういうときをきっかけにすることがあるそうですね。熱中症のことなども考え、よりよい環境を目指そうと思うと、今までよりもまた、よりよいグラウンドの状態や、いい時間の状態で奈良の大会を迎えられることになればいいのではないかと思います。それはまた、これから近々決定されるということを知っていますので、ぜひ選手が持っている力を最大限出

せるような形の大会になるように、また、県の教育委員会も応援してあげてください。これはもう意見で結構です。よろしくお願いします。

○宮本委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

それでは、委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○田中副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○宮本委員長 2点だけ質問させていただきます。

1点は、先ほどから話題になっているエアコン設置のことです。文部科学省が平成29年の調査結果を取りまとめて先日発表しました。これは3年に1回の調査ですので、平成26年度の時点との比較を行いました。高等学校は、先ほど請願の審議がありました。順調に伸びており、全国平均が平成26年4月1日時点で61.4%だったのが、平成29年度を見ますと、74%と伸びているのです。奈良県も頑張っていて、これは普通教室に関する数字なのですが、3年前は51.8%だったのがことしは68.3%と、全国平均並みの伸びを見せたと。ところが、小・中学校は、これは設置者は市町村になるのですが、小・中学校のエアコン設置が平成26年、奈良県は6.1%で、西日本では全国ワースト2位ということで結構話題になりました。その後、市町村の設置が徐々に進みつつあるとはいえ、ことしの春の調査結果を見ますと、7.4%にとどまっていると。全国平均を見ますと、3年前は32.8%だったのが、ことしは49.6%と結構伸びています。これは奈良県の伸びがもう一つだったと。全国、西日本でワースト2位という状況を脱し切れていないわけなのですが、非常に今、夏場の高温状態が課題になっている中で、市町村が設置主体とはいえ、奈良県がなかなか全国の伸びとあわせてもエアコンの設置状況が追いついていない状況について、どういうところに原因があると感じるのか、どうやってこれを伸ばしていくアナウンスをしていこうと思っているのか、この点について、ぜひ問題意識を持っていただきたいと思いますので、教育長の考えを聞いておきたいと思います。それが1点です。

もう1点は、スクールソーシャルワーカーについてです。

先日、子どもの貧困率というのが発表され、13.9%です。多少改善をしたとはいえ、経済格差が子どもの生活の格差につながっているという中で、特に昨今はひとり親家庭の中での経済的自立が困難な実態といったものが子どもの生きづらさというものに結びついていることがクローズアップされています。そういった事態に対して、子ども自身にアプローチするのがスクールカウンセラーということで、一定配置が進んでいるわけですが、

子どもの環境をよくしていこうと、保護者だけに負担を押しつけるのではなく、社会全体で子どもを支えていこうという観点から、最近では、この社会福祉士や専門的な知識を持ったスクールソーシャルワーカーを派遣しようということで全国的にも進んできていると思っています。ただ、このスクールソーシャルワーカーが、こういった家庭や、学校や教育環境、地域全体にアプローチするという役割についてまだまだ十分認識をされていないと思うのです。そこで、本県のスクールソーシャルワーカーの配置状況はどうなっているのか。昨年度、あるいは今年度で、県独自の取り組みとして進めていただいていると思いますので、その現状と、それから、これを多くの方に知ってもらうためにどのように周知していこうとしているのか、この点についてお聞きしておきたいと思います。

○吉田教育長 小・中学校で、空調設置がなぜ進んでいかないのかということですが、まずは、耐震化に小・中学校もかなりの予算がかかったという現状があると思います。それからまた、トイレ等の改修にも予算をつぎ込んでおられると。ある意味では、空調が後回しになっている現状があるのではないかと思います。それから、県費でも空調が県立の特別支援学校は100%入れておりますけれども、高等学校では、進んでいなかったことが原因に考えられると思っています。高等学校のPTAからも、私はもうずっと毎年空調についての要望を今までいただけてまいりました。育友会の体力があるところは設置ができるけれども、ないところは設置ができないという現状をやはり打破すべきだということで、計画的に空調の県費での導入をお願いして、今、9校に設置ができたところです。こうした、県でも高等学校に設置をしているという状況を市町村の教育長とも話をしながら、中学校からまず導入していこうという市町村がふえていると思っています。ただ、小学校、中学校で完全に設置をするところまではなかなか行きにくい。私も小学校を訪問させていただいたら、佐藤委員がおっしゃったように、小学校の場合、校舎が2階ぐらいの高さですので、グリーンカーテンによってある程度冷房の効果があるのだという校長先生方もおいででした。ただ、中学校になるとやはり入れていく必要があるという教育長もだんだんふえていることは事実ですので、県で導入することによって、また市町村にもこういった働きかけもしてまいりたいと思っています。以上です。

○相知生徒指導支援室長 私から、スクールソーシャルワーカーの配置状況とその有用性の周知についてお答えします。

県教育委員会では、学校の教育相談体制の強化のため、教育的分野に関する知識に加え、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置していま

す。平成27年度は3名のスクールソーシャルワーカーを配置していましたが、平成28年度には7名を、今年度は現在8名を配置し、さらに1名を追加配置する予定です。総配置時間数についても、この3年間で504時間から6,084時間に拡充しています。今年度からは、県内全ての公立学校がスクールソーシャルワーカーによる支援を受けられるよう、県立学校及び市町村教育委員会所管の小・中学校を派遣または訪問、巡回し、学校への支援の充実を図っています。

スクールソーシャルワーカーの有用性やその役割については、県立校長会や市町村の教育長会、校・園長会並びに生徒指導に関する連絡協議会等でも周知するとともに、生徒指導アドバイザーとスクールソーシャルワーカーが学校を巡回する中でも、その内容、支援の方法等についてご案内し、必要な際に、要請をしていただけるように確認をしています。また、指導主事とスクールソーシャルワーカーが要請のあった学校へ出向いて研修会等も実施しています。今後もスクールソーシャルワーカーの社会福祉等の専門的な知識、技術及び実践経験を活用し、学校への助言等を行うとともに、福祉関係機関等とも連携を図りながら、課題を抱えた子どもたちへの支援のための体制確立に努めてまいります。以上です。

○宮本委員長 答弁をありがとうございました。

小・中学校のエアコン設置については、最近では県PTAの要望書の中にも毎年反映をされてきています。私も今年度、県PTAの副会長になり、進路対策委員を担当しています。毎年小・中学校のPTAから寄せられた要望アンケートをまとめて要望書にするという活動を、年10回ぐらいの会議を開いてするのですが、その中で以前は進路に関する要望が多かったのですが、今は本当にエアコン設置やトイレの改修、それから図書館司書の常勤配置といったものが強く寄られており、児童生徒の学ぶ環境をしっかりと整備してほしいということが県教育委員会にも寄せられている状況ですので、先ほど教育長から心強い答弁をいただきましたが、これは本当に3年後の調査でまたワースト2位にならないように、ぜひ旗を振っていただきたいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーについて、人数でいいますと、3名のところから今年度は9名予定ということですが、配置時間数でいいますと、504時間だったものが6,084時間です。市町村教育委員会から相談が寄せられれば、機敏に対応していただけることと思いますので、ぜひこのいろいろな困難事例を抱えた市町村教育委員会からの相談がありましたら、積極的に対応していただきますように要望して、質問を終わりたい

いと思います。

○田中副委員長 質問が終わったようですので、委員長と進行を交代します。

○宮本委員長 それでは、ほかに質問がございませんでしたら、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年6月より、委員各位には、当委員会所管事項であります学校教育等の充実並びに生活環境行政の充実等につきまして、終始熱心にご審議をいただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位及び理事者の皆様方に深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。